

那 須 烏 山 市

新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等

対 策 行 動 計 画

平 成 26 年 8 月

那 須 烏 山 市

目 次

第1章 総論（はじめに）	-1-
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	-2-
2 行動計画の作成	-2-
第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的推進	-5-
第1節 対策の目的及び基本的戦略	-6-
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	-8-
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	-10-
第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	-12-
第5節 対策推進のための役割分担	-14-
第6節 市行動計画の主要5項目	-16-
第7節 発生段階	-23-
第3章 各発生段階における対策	-25-
第1節 未発生期	-26-
第2節 海外発生期	-29-
第3節 発生早期(国内・県内・市内)	-32-
第4節 県内・市内感染期	-36-
第5節 小康期	-40-
用語解説	-43-
特定接種の対象となり得る業種・職務について	-47-

第1章 総論 (はじめに)

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生すると世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第13号。以下「特措法」という。)は、こうした感染症の発生を国家の危機ととらえて、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体等の責務、発生時の措置等を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)と相まって、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 新たな市行動計画の作成

(1) 市行動計画の位置づけ

本市においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成21年(2009年)4月28日に「那須烏山市新型インフルエンザ行動計画」を作成し、平成21年5月には一部改正し対策を推進してきた。

この度、特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、国では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年(2013年)6月7日に閣議決定。以下「政府行動計画」という。)県では特措法第7条に基づき「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「県行動計画」という。)が策定されたのを踏まえて、特措法第8条に基づき、「那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成した。

市行動計画においては、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する対策等を示す。

市行動計画は、対策の実施の経験や政府行動計画、県行動計画の改定等を受けて、適時適切に見直しを行う。

(2) 対象疾病

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、高病性鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)への対応等については、「栃木県鳥インフルエンザ対策要領」、「栃木県鳥インフルエンザ(H5N1)対応指針」等に基づいた県の対策に協力するものとする。

(3) 対象疾病の定義

対象疾病の定義は、感染症法に基づき、次に通りとなる。

新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

名称		定義
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(4) 緊急事態宣言

(新型インフルエンザ等対策政府行動計画より抜粋)

新型インフルエンザ等緊急事態宣言

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

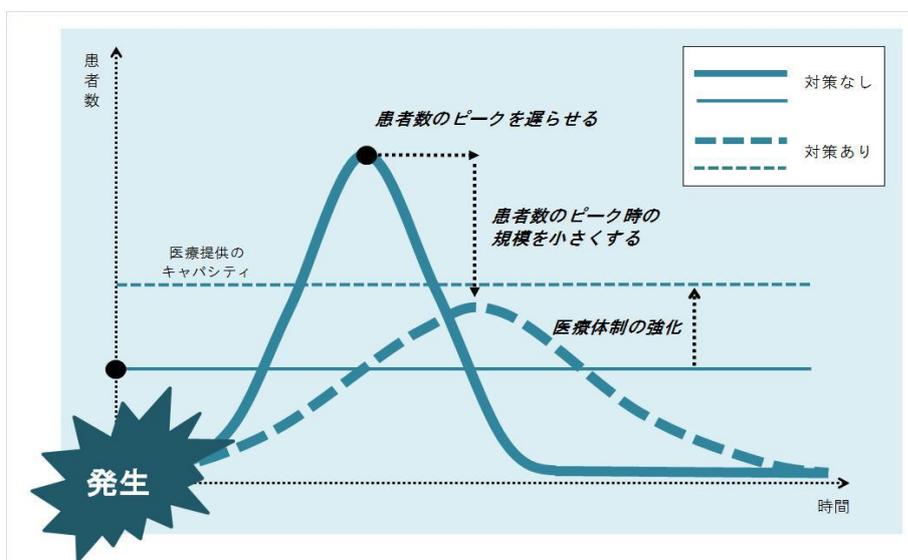
病原性が低い場合には宣言が行なわれず、個別の緊急事態措置は講じられないものである。

- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域のもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的推進

第1節 対策の目的及び基本的戦略

新型インフルエンザ等のウイルスの病原性や感染力等が高い場合には健康被害が甚大となり、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及び、社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。このような影響をできるだけ軽減させるため、市では、市行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び地域経済への影響を最小となるようにすることを主たる目的として対策を講じる。



対策のイメージ図(県行動計画より抜粋)

市行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策の主たる目的は、次の2点とする。

(目的1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

1. 感染拡大を抑えて、流行のピークをできるだけ遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
2. 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくすることによって医療体制への負荷を軽減するとともに、県が行なう医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
3. 適正な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らすことができるよう、県が行う適正な医療の提供に協力し、重症者数や死亡者数を減らす。

(目的2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

1. 地域での感染対策等により、業務に従事できない人の数を減らす。
2. 市民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）を進めるなどまん延防止対策を促進する。
3. 要援護者対策等市民の生活支援に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザは、発熱や咳といった初期症状や、飛沫感染や接触感染を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているものと考えられるが、その病原性や感染力等は実際に発生するまでは不明である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、ウイルスの性質を踏まえて国や県が示す「基本的対処方針」や実際の流行状況、社会・経済の状況等を総合的に勘案し、県と連携して最適な対策を選択するなど、迅速かつ柔軟に対応することが極めて重要である。

基本方針1 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に行う

《市行動計画における対応》

流行状況に応じた迅速な対応が確保されるよう、5段階の「発生段階」を設定し、それぞれに具体的な行動を示した。

＜①未発生期、②海外発生期、③発生早期(国内・県内・市内)、④県内・市内感染期、⑤小康期＞ また、特措法第32条に基づく緊急事態宣言が行われた時に実施することができる緊急事態措置についても発生段階ごとに具体的な行動を示した。新型インフルエンザ等発生時に実施すべき対策については、国の基本的対処方針や県が実施する対策に従い決定する。

発生段階の切替えや、新型インフルエンザ等発生時における市行動計画の変更等については、栃木県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）において決定したことを参考に、那須烏山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）において決定する。

基本方針2 社会全体が一丸となって対策に取り組む

新型インフルエンザ等は感染力が高く、多くの市民が患うものと想定され、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及ぶおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の対策は、市及び医療機関、事業者、市民が一丸となって取り組むことが重要である。

《市行動計画における対応》

市や医療機関、事業者、市民等社会を構成する各主体の役割を示すとともに、各主体に対する働きかけや要請の内容を具体的に示した。

基本方針3 様々なインフルエンザ対策をバランスよく実施する

新型インフルエンザ等の性質や流行状況等を事前に予測することは不可能であるため、特定の方針や分野に偏重した対策には大きなリスクを伴う。

このため、新型インフルエンザ等に対応する際には、様々な視点に立った対策をバランス良く組み合わせる等、多面的に対策を推進することが重要である。

《市行動計画における対応》

主要5項目（①実施体制、②情報提供・共有、③まん延防止、④予防接種、⑤住民生活及び地域経済の安定確保）における具体的な行動を示した。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

1. 市行動計画の性格

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行状況、地域の特性やその他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画に記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

2. 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、県との連携のもと、不要不急の外出の自粛の要請や、学校、保育所等施設の使用制限等の要請等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分な説明をし、理解を得ることとする。

3. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置が講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を講ずる必要がないと判断することもあり得る。どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

4. 関係機関相互の連携協力の確保

市は、県及び近隣自治体と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。

5. 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

6. ガイドラインの作成

新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）や具体的な対策の運用手順等については、必要に応じて、「那須烏山市新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下、「市ガイドライン」という。）等で示すものとする。

第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の発生による被害は、病原体側の要因（ウイルスの病原性、感染力等）、宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等に左右され、事前に予測することは困難であるが、政府行動計画、県行動計画に示された被害想定を用いて次のとおり試算した。

新型インフルエンザ患者数の試算(米国CDCモデルによる)

	那須烏山市		栃木県		全国	
	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
医療機関を受診する患者数	約 2800 人～約 5600 人		約 20 万人～約 38 万人		約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	
入院患者数	～約 120 人	～約 435 人	～約 8,200 人	～約 30,000 人	～約 53 万人	～約 200 万人
1日あたりの最大入院患者数	約 25 人	約 90 人	約 1,600 人	約 6,300 人	約 10.1 万人	約 39.9 万人
死亡者数	～約 40 人	～約 145 人	～約 2,500 人	～約 10,000 人	～約 17 万人	～約 64 万人

国人口は 128,057,352 人 県人口は 2,007,683 人 市人口 28,682 人
(平成 22 年国勢調査による)

【試算方法】

下記の国、県の試算方法を参考に試算

- ・全人口の 25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数を試算した。
- ・入院患者数及び死亡者数については、外来受診者数の上限値を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度を致命率 2.0%として推計した。
- ・全人口の 25%がり患し、流行が約 8 週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算した。
- ・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）や、現在の我が国の医療体制、衛生状況等は一切考慮していない。

※被害想定については、科学的知見が十分といえないことから、政府行動計画、県行動計画の見直しに応じて改めて試算する。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

社会・経済的な影響として、流行のピーク時（約2週間）に従業員が発症する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員本人のり患のほか、家族の世話や看護等（学校・保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難な者がいることにより最大40%程度の欠勤が想定される。

これに伴って、事業の一部休止、物資の不足、物流の停滞等が生じ、経済活動の大幅な縮小が予想される。更に、学校、保育施設の臨時休業等によって社会活動が縮小するなど、各分野に様々な影響を及ぼすことが予想される。

第5節 対策推進のための役割分担

1. 役割分担の基本的な考え方

新型インフルエンザは感染が拡大しやすく、インフルエンザ(H1N1)2009 の例では、発生後約1年間に、国民の16.3%、2,077万人が医療機関を受診したと推計される。

こうした社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国や県、市による対策だけでなく、医療機関や事業者、市民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不可欠である。

2 各主体の役割

1. 国の役割
国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する(特措法第3条第1項)。
2. 県・市の役割
〔県の役割〕 県は、新型インフルエンザ等対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保やまん延防止策に関し、主体的な判断と対応が求められる。 また、市と密接な連携を図り、市における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には、市町間の調整や必要に応じて隣接県との調整を行う。
〔市(消防本部、火葬場等も含む)の役割〕 市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対する地域情報の提供、相談等への対応、予防接種、身体障がい者等の要援護者等への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者等の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制整備及び廃棄物処理の円滑な実施などについて、主体的に対策を実施することが求められる。なお、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町、関係機関・団体等との緊密な連携を図る。
3. 医療機関の役割
医療機関は、新型インフルエンザ等患者への医療を提供するという極めて重要な役割を担うことから、医師会等を通じて県や市等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発症前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を進めることが求められる。 また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や医療連携体制の整備を進めることが重要である。 新型インフルエンザ等が発生した場合、すべての医療機関は、診療継続計画に基づき、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。
4. 指定(地方)公共機関の役割
特措法第2条第7号に規定する指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有し、新型インフルエンザ等の発生に備えて、業務計画の作成や体制を整備することが必要である。 新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する。 指定地方公共機関：医療の提供や電気、ガスの供給等の公益事業を営む法人のうち、新型インフルエンザ等発生時における業務の継続性等の基準に基づき、国または都道府県知事が指定した事業者。

業務計画：企業が新型インフルエンザ等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行う活動や緊急時での事業継続のための手段等を事前に取り決めておく計画のこと。

5. 登録事業者の役割

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める(特措法第4条第3項)。

登録事業者：特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者をいう。

6. 一般の事業者の役割

一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

重大な健康被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれ、特に多数の人が集まる事業を行う者については、まん延防止のための措置の徹底が求められる(特措法第4条第1項、第2項)。

7. 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行なっている、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、まん延防止のための個人レベルでの対策を実施するよう努める(特措法第4条第1項)。

第6節 市行動計画の主要5項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とする」ことを達成するための対策について、「実施体制」、「情報提供・共有」、「まん延防止」、「予防接種」、「市民生活及び地域経済の安定確保」の5項目に分けて記載している。

各項目における対策の基本的考え方や内容は次のとおりである。

1. 実施体制

(1) 基本的な考え方

発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつ感染力が強い場合、多くの市民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあるほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことが危惧されているため、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、市においては公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、更には、教育部門や産業部門等を含め、庁内が一丸となって取り組まなければならない。

また、新型インフルエンザ等対策は、単に行政機関にとどまらず、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域社会全体で取り組む必要があるため、未発生期から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要である。

(2) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合は、特措法及び那須烏山市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例10号）に基づき、本市における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を、本部員には参事、会計管理者、福祉事務局長、各課長及び議会事務局長並びに消防団長とし市対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等が発生する前は、那須烏山市インフルエンザ等対策本部運営規程（平成25年規程第28号）に基づき、「那須烏山市新型インフルエンザ等対策危機管理部」（以下、「危機管理部」という。）を設置し、全庁一丸となって取り組んでいく。

〔対策本部の構成〕

市における新型インフルエンザ等対策の実施機関として「那須烏山市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部長：参事、会計管理者、福祉事務所長、各課長及び議会事務局長並びに消防団長
〔危機管理部〕

部長：総務課長

副部長：健康福祉課長

部員：各課長、議会事務局長

(3) 関係機関との連携体制

① 新型インフルエンザ等対策地域連絡会議

現地対策の実施機関である県北健康福祉センターに設置される「新型インフルエンザ等対策地域連絡会議」（関係行政機関、郡市医師会、医療機関等で構成）に参加し、新型インフルエンザ等への対応体制に係る具体的事項を協議し、体制整備を行う。

② 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

市及び一部事務組合との連携体制を確立するため、未発生期から県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村会議」に参加し、市民に対する情報提供、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬等について協議し体制整備を推進する。

③ 新型インフルエンザ等対策連絡会議

南那須医師会及び那須烏山市医師団及び医療機関と、新型インフルエンザ等対策についての認識を共有するとともに、発生時における円滑な診療や予防接種等の体制整備を推進する。

2. 情報提供・共有

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時に、対策を円滑に推進するためには、県や市、医療機関、事業者、市民などの各主体が、各々の役割を認識し、正確な情報に基づき適切に行動する必要があるため、対策の全ての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関との情報共有に努める。

また、インターネット等の普及により、情報提供の方法やその受け取り方は様々であることが考えられるため、高齢者や障がい者など情報が行き届きにくい人にも配慮し、受取手応じた情報提供を行うため、広報紙（新聞折り込み、回覧板等）を始めとして、インターネット等様々な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

(2) 対策の概要

① 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生時に市民等に正しく行動してもらうためには、発生前から、

国や県等の感染症情報を活用し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、市民をはじめ医療機関や事業者などに対して、基本的な感染対策や発生時における外来受診の方法など新型インフルエンザ等対策の周知を図る。

特に、児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、丁寧な情報提供に努める。

② 発生時における情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定のプロセスや、対策を行う理由等を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、ウイルスの病原性にかかわらず相談需要の急増が予想されるため、国からの要請に従い、健康福祉課においても「新型インフルエンザ等相談窓口」を開設し、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。また、県が設置する「新型インフルエンザ等電話相談センター」を周知する。

③ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当者を中心としたチームを設置する。

3. まん延防止

(1) 基本的な考え方

まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行状況等に応じた適切な対策を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせることによって医療体制等を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の患者数を可能な限り減少させることによって医療体制のキャパシティ内にとどめることを目的として実施する。まん延防止対策の実施により、医療体制の強化や維持が図られ、ひいては、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することが期待される。

(2) 対策の概要

① まん延防止対策

新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、市民にマスクの着用や咳エチケット、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染対策を行うよう広く要請する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、これらの措置に加えて、必要に応じ、県が実施する不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等に協力する。

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか、季節性インフルエンザ

対策として実施されている職場における感染対策を徹底して行うよう周知する。

なお、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

4. 予防接種

(1) ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、住民接種に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

① 対象者

特定接種の対象者は、

ア「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

ウ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。

なお、特定接種の対象となる登録事業者や公務員は、別添「特定接種の対象となりうる業種・職務について」のとおりとなる。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、ア医療関係者、イ新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、ウ指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、エそれ以外の事業者の順とすることが基本とされる。

上記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況等を下に、政府対策本部において、接種総枠、対象者、接種順位等を決定することとされている。

市においては、政府対策本部の決定を踏まえて、特定接種の実施に関し必要な協力を
行うとともに、地方公務員に対する接種を実施する。

② 接種体制

上記ア及びイについては、国を実施主体として、ウの地方公務員については、その所
属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するた
め、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(3) 住民接種

住民接種は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法
第 6 条第 1 項の規定（臨時接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接
種）に基づく予防接種を行う。

① 対象者

《接種対象者の分類》

医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦
小児	1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
成人・若年者	
高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65 歳以上の者）

住民接種の接種順位等については、政府行動計画によると、①新型インフルエンザに
よる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方と、②緊急事態宣言が
なされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46
条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方と、①と②の考え方を併
せた考え方もあるとされている。このため、具体的な接種順位等は、こうした考え方等
を踏まえて、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

② 接種体制

住民接種の接種体制は、市を実施主体として、原則として集団的接種により実施する
こととなるため、市は接種が円滑に行なえるよう接種体制の構築を図る。必要に応じて
県に支援を要請する。

③ 予防接種に関する理解の促進

住民接種は、国が示す接種順位に基づき、ワクチン供給に合わせ段階的に実施される見込みである。このため、すべての希望者への接種が完了するまでには一定期間を要することから、未発生期から予防接種に関する考え方や実施方法等を十分周知するとともに、接種開始時には正確かつ迅速な情報提供を行う。

予防接種の種類（一覧）

予防接種の 類 型	特定接種	住民接種	
		有	無
緊急事態宣言	—	有	無
特措法	特措法第28条	特措法第46条	—
予防接種法	予防接種法第6条第1項(臨時接種)による予防接種とみなして実施	予防接種法第6条第1項(臨時接種)による予防接種とみなして実施	予防接種法第6条第3項(新臨時接種)として実施
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき	まん延予防上緊急の必要があるとき(臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定)
実施主体	国、都道府県、市町村	市町村	市町村
努力義務／勸奨	有／有	有／有	有／無
接種費用の 負 担	実施主体が全額負担	実費徴収不可 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 国費のかさ上げ措置あり	原則自己負担 (低所得者の場合は 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 の対応がある。)

5. 市民生活及び地域経済の安定確保

(1) 基本的な考え方

市民生活及び地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ等流行時における医療機関や、事業者等の事業の継続、高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品等の物資及び資材の備蓄、生活関連物資の適正な流通の確保等によって社会・経済機能を維持し、市民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめることを目的として実施する。

(2) 対策の概要

① 事業の継続

新型インフルエンザの流行は8週間程度継続し、多くの市民がり患するものと考えられるほか、本人や家族のり患等により社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。

こうした中でも、行政機関はもとより、医療機関、指定地方公共機関、登録事業者は、最低限の社会生活が維持できるよう必要な事業を継続することが社会的に求められている。このため、未発生期においては、新型インフルエンザ等の発生を想定した業務計画を策定し、事業継続のための事前対策を促進する。

② 要援護者への生活支援

独居高齢者や障がい者等の要援護者については、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがあるため、必要な支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国の要請に応じ県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的対応策を作成し、早期に計画に基づく取り組みを進めていく。

③ 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているほか、原則として火葬することとされているため、速やかな火葬が実施できる体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

④ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄、または施設及び設備の整備をする。

また、新型インフルエンザ等の発生により、緊急事態宣言がされている場合には、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給できるよう、必要な措置を講じる。

⑤ 生活関連物資の適正な流通の確保

市民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、必要な調査や周知を行う。

第7節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即した意思決定を迅速に行えるよう、市における新型インフルエンザ等の発生段階を、県と同様に以下の5段階に分類し、各段階で想定される状況とその対応を事前に定める。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、日本国内からの発生など必ずしも段階通りに進行するとは限らないこと、更には緊急事態宣言が行なわれた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

1 未発生期

[想定される状況]

新型インフルエンザ等が発生していない段階

2 海外発生期

[想定される状況]

海外では新型インフルエンザ等が発生したが、国内では発生していない段階

[前段階からの移行時期]

新型インフルエンザについては、感染症第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動上の第一段階(海外発生期)に移行された時点とする。

ただし、新型インフルエンザ等の感染拡大に関する国の第一報がよせられ、県の対策が海外発生期に移行した時点とする。

3 発生早期(国内・県内・市内)

[想定される状況]

- ・国内で新型インフルエンザ等が発生した段階
- ・県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える段階

[前段階からの移行時期]

国内で新型インフルエンザ等が発生し、国の対策が政府行動上の第二段階(国内発生早期)に移行され、県の対策が発生早期に移行された時点とする。

4 県内・市内感染期

[想定される状況]

県内又は市内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階

[前段階からの移行時期]

県内において、感染経路が不明確な新型インフルエンザ等患者が一定数確認されるようになり、県の対策が県内感染期へ移行した時点とする。

なお、発生早期(国内、県内)から県内感染期への移行は県内状況によって判断されるため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合がある。

5 小康期

[想定される状況]

患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階

[前段階からの移行時期]

国内で新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、国の対策が政府行動計画上の第四段階(小康期)に移行され、県の対策が小康期に移行した時点とする。

発生段階の区分

発生段階			流行状況	WHOのフェーズ
市及び県	国			
未発生期			国内、国外ともに新型インフルエンザ等が発生していない状態	フェーズ 1・2・3 又は相当する公表等
海外発生期			海外では新型インフルエンザ等が発生しているものの国内では発生していない状態	
発生早期 (国内・県内・市内)	地域発生期	国内発生早期	国内・県内・市内で新型インフルエンザが発生した状態国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している時期。県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える時期	フェーズ 4・5・6 又は相当する公表等
	地域発生早期			
県内・市内感染期	国内感染期		県内・市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
小康期			新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

第3章 各発生段階における対応

第1節 未発生期

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	県内・市内感染期	小康期
------	-------	--------------------	----------	-----

市行動計画における未発生期とは、国内、国外ともに新型インフルエンザ等の発生が確認されていない段階とする。

【基本方針】

新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは不可能であるため、未発生期において、常に新型インフルエンザ等が発生する可能性があることを念頭に、日頃から着実に体制整備を進め、その後も実施体制の維持と継続的改善、市民等に対する普及啓発及び情報提供のあり方等についても十分に留意する。

1. 実施体制

(1) 行動計画の作成 (健康福祉課、総務課)

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画・業務継続計画を作成し、必要に応じて見直していく。

(2) 体制の整備及び連携の強化 (健康福祉課、総務課、関係課)

① 市における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。

- ア 県、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- イ 行動計画に定める新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法や具体的な運用手順等について市ガイドライン等で整備する。
- ウ 危機管理部を設置し、庁内関係課間の連携体制を確立する。
- エ 市対策推進協議会を開催し、地域における情報共有及び連携体制を整備する。

② 関係機関との連携体制を確立する。

- ア 市は、一部事務組合、近隣市町、医師会、医療機関等の関係機関との連携体制を確立し、対策の協議や情報交換、実地訓練等を定期的実施する。
- イ 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。
- ウ 新型インフルエンザは、その発生時期を予測することは困難であるため、この間の実施体制、市民等に対する継続的な普及啓発のあり方等を検討し、体制を整備する。

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を整備する。(総務課、健康福祉課)

情報の収集及び提供、県と関係機関相互の情報の共有のあり方を検討し、迅速かつ確実な情報共有体制を整備する。

(2) 市民等にわかりやすく情報を提供する。(健康福祉課、総合政策課)

市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に県や市が講じる対策、個人が実施すべき感染予防対策、予防接種の考え方等を、住民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。各種収集した情報は、広報、ホームページ等を通じて分かりやすく市民に提供する。

(3) 市民から寄せられる相談に適切に対応する。(健康福祉課)

新型インフルエンザ等の発生時において、市民からの相談に応じるため、市は国からの要請に基づいて相談窓口を健康福祉課内に設置する。

3. まん延防止

(1) 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。

(健康福祉課、学校教育課、こども課、関係課)

市、学校、事業者等は、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る。

4. 予防接種

(1) 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。(健康福祉課)

① 国の方針に基づき、地方公務員の対象者に対する特定接種について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

(2) 国の方針に基づき住民に対する予防接種体制を整備する。(健康福祉課)

① 県及び郡市医師会等と連携し新型インフルエンザ等発生時に、住民接種を迅速に接種できる体制整備をする。

ア 医師、看護師、受付担当等の医療従事者等の確保

イ 接種場所の確保(医療機関、保健福祉センター、学校等)

ウ 接種に要する器具等の確保

エ 接種に関する市民への周知方法

② 国や県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町間等で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町における接種も可能となるよう努める。

(3) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。(健康福祉課)

新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制、接種対象者や接

種順位のあり方といった基本的な情報を積極的に提供し住民等の理解促進を図る。

5. 市民生活及び地域経済の安定確保

(1) 事業継続に向けた事前準備を進める。(健康福祉課、総務課)

新型インフルエンザ等発生に備え、業務継続計画を策定する。

(2) 住民支援の実施に向けた検討を行う。(健康福祉課、総務課、関係課)

- ① 流行時の住民支援のあり方を検討する。特に在宅の高齢者や障がい者については、対象者(世帯)を把握するとともに、必要な生活支援(巡回や介護、食事提供、在宅患者への対応等)を検討し、あらかじめ具体的手続きを決定しておく。
- ② 「避難行動要支援者」リストを参考に、新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
- ③ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、介護支援事業者及び障がい福祉サービス事業者、社会福祉施設、関係機関等に協力依頼し発生後速やかに必要な支援が行なえる体制構築をする。
- ④ 要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。
- ⑤ 自宅で療養する要援護者等の患者を見守るため必要なマスク等の備蓄を行う。

(3) まん延時における火葬体制の強化に向けた検討を行う。(健康福祉課、関係課)

県及び一部事務組合と連携し、火葬場の火葬能力の現状、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に使用する遺体安置施設(遺体を一時的に安置する施設等)の有無について調査し、情報を共有する。また、県における火葬能力等の現状をふまえ、まん延時における火葬体制についてあらかじめ、概要を決定しておく。

(4) 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。(健康福祉課、関係課)

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄、または施設及び設備の整備をする。

第2節 海外発生期

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	県内・市内感染期	小康期
------	-------	--------------------	----------	-----

市行動計画における海外発生期とは、海外で新型インフルエンザ等が発生しているものの、国内では発生していない段階とする。

未発生期の対策からの移行は、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表若しくは同法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の海外発生期に移行された時点であり、県の対策が海外発生期に移行したことを宣言した時点とする。

【基本方針】

海外発生期の段階では、新たに発生した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等が判明していない可能性が高く、その場合は原則的には病原性が高い想定で対策を選択する。

一方、既に判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、必要な対策を選択する。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009の事例では、WHOのフェーズ4宣言から国内発生までの期間は18日、県内発生までは49日であったことから海外発生期における対策は、迅速性が特に重要となる。

1. 実施体制

(1) 国・県の状況をふまえて、市対策本部を検討する。(健康福祉課、総務課)

- ① 海外発生期に、特措法により政府対策本部及び県対策本部が設置されるため、市は国や県等の情報を収集し必要に応じて市対策本部設置の検討をする。
- ② 県北健康福祉センターが開催する地域連絡協議会に参加し、状況を把握するとともに地域における今後の対応を協議する。
- ③ 県が開催する市町村連絡会議等に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、海外発生期における県対策を把握する。

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続する。(健康福祉課、総務課、関係課)

- ① 市は、市民、医療機関等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。

- ② 県、隣接市町、関係機関等相互で各主体の対策等に関する情報を共有する。
- ③ 市対策本部は、各対策グループによる情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、一元化を図る。

(2) 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。(健康福祉課、総務課、関係課)

- ① 市は、国及び県が発信する最新情報を収集し、市民に対して情報提供に努めるとともに、市の対策に関する情報等についてもわかりやすく提供する。
- ② 市は、県と連携し、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- ③ 情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供を行う。

(3) 住民からの問合せに対応できる相談窓口を設置する。(健康福祉課、総務課)

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供、住民からの相談に対応する相談窓口を健康福祉課内に設置する。
- ② 県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談センター」について、広報、ホームページ等で周知する。
- ③ 県の新型インフルエンザ等電話相談センターに寄せられる相談内容や、新型インフルエンザ等に関する最新情報の収集に努め、市民等が抱く不安や流行状況に応じて変化する相談ニーズに適時適切に対応できるよう、実施体制等の見直しを行う。

3. まん延防止

(1) 急激な感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。

(健康福祉課、学校教育課、こども課、関係課)

未発生期に引き続き、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みをさける等の基本的な感染対策を周知し理解促進を図る。県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて市民に周知を図り、理解を得る。

4. 予防接種

(1) 国の方針に基づき特定接種を進める。(健康福祉課、関係課)

市は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て対象職員に対し迅速に予防接種を進める。

市は、特定接種を行うために必要な場合、県が医療関係者に対し特定接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう求める。

(2) 住民に対する予防接種の開始に備えた準備を進める。(健康福祉課)

市は、国の方針が決定され次第、直ちに接種が実施できるよう、国や県、医師会等と連携して、接種体制の整備を行う。

(3) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。(健康福祉課、こども課、学校教育課)

市は、県と連携して、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、市民等の理解促進を図る。

5. 市民生活及び地域経済の安定確保

(1) 事業継続に向けた準備を進める。(総務課、健康福祉課、関係課)

今後の流行状況をふまえつつ、市民の生活支援を的確にできるよう業務継続計画に従い、適切に対応するよう協議する。

(2) まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を開始する。

(総務課、健康福祉課、関係課)

市は、国や県から火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、南那須広域事務組合及び近隣市町と協議する。併せて、遺体の保存作業に必要となる人員の確保について準備を進める。

(3) 要援護者対策を進める。(健康福祉課、総務課、関係課)

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者に連絡する。

第3節 発生早期（国内・県内・市内）

未発生期	海外発生期	発生早期 （国内・県内・市内）	県内・市内感染期	小康期
------	-------	--------------------	----------	-----

市行動計画における国内発生早期とは、県内における新型インフルエンザ等発生の有無にかかわらず、いずれかの都道府県で発生した段階とする。

海外発生期の対策からの移行は、国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の国内発生早期に移行され、県行動計画の発生早期に移行された時点とする。

【基本方針】

発生早期では、県内での新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制するため、ウイルスの性質や政府対策本部が決定する基本的対処方針等を踏まえつつ、県が実施する対策を実施するものとする。

なお、この段階に至ってもウイルスの病原性や感染力等が判明していない場合は、原則として病原性が高い想定で対策を選択するが、実施に当たっては、社会・経済活動に与える影響等に十分留意する必要がある。

1. 実施体制

（1）発生早期に移行し、対策を実施する。（総務課、健康福祉課、関係課）

- ① 県が発生早期に移行した場合、市も速やかに発生早期に移行し、市民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。
- ② 県対策本部長が、県内で初めての患者が確認されたことを公表した場合は、市民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。
- ③ 県北健康福祉センターが開催する地域連絡協議会に参加し、情報を収集するとともに、地域における今後の対応を協議する。
- ④ 県が開催する市町村連絡会議等に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、発生早期における県対策の情報を収集する。

●緊急事態宣言がされている場合●

(2) 市対策本部を設置する。〔緊急〕(総務課、健康福祉課、関係課)

- ① 緊急事態宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を設置し市行動計画に基づき対策を実施する。
- ② 市対策本部長は、会議を開催し情報を共有し、有識者等の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。
- ③ 市は、状況に応じ「危機管理部」を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、対策の確認を行う。

(3) 市対策本部を設置する。(総務課、健康福祉課、関係課)

市は、緊急事態宣言が行われていない場合でも、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続的に改善する。(健康福祉課、総務課)

市は、住民等からの問合せの内容を踏まえ、ニーズを把握するとともに国及び県が発信する情報を入手し共有する。

(2) 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

(健康福祉課、学校教育課、こども課、関係課)

- ① 海外、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動等の情報をわかりやすく提供する。
- ② 新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応(受診方法等)等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。また、学校・保育施設等や職場での感染防止策に係る情報を適切に提供する。
- ③ 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供を行う。
- ④ 地域内の新型インフルエンザ等の感染症発生状況について、広報、ホームページを通じて分かりやすく市民に提供する。

(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。(健康福祉課、関係課)

引き続き、健康福祉課内に新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、市民からの問合せに応じる。県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談センター」での相談体制が24時間対応になったことを、広報、ホームページ等で周知する。

3. まん延防止

(1) 急激な感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。

(健康福祉課、教育委員会、こども課)

- ① 県が実施するまん延防止のための要請について情報を収集し、必要に応じて市民及び関係機関へ周知する。
- ② 未発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応について理解促進を図る。
- ③ 県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)等の対策が実施されることについて、市民に周知を図り理解を得る。
- ④ 病院や高齢者施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう周知する。

4. 予防接種

(1) 国の方針に基づき特定接種を進める。(健康福祉課)

国が示す方針に基づき、医師会等と連携し集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を進める。

(2) 国の方針に基づき住民接種を進める。(健康福祉課)

市は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し必要な情報を積極的に提供する。

実施に当たり、国及び県と連携し、保健福祉センター、学校等公的施設を活用するか医療機関に委託する等により、接種会場を確保し、原則として市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査。(健康福祉課)

市はあらかじめ、予防接種副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

●緊急事態宣言がされている場合●

(4) 国の方針に基づき住民接種を進める。〔緊急〕(健康福祉課)

- ① 国と県と連携し接種会場を確保し、住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。
- ② 住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対して要請を行う。

5. 市民生活及び地域経済の安定確保

(1) 要援護者対策を進める。(総務課、健康福祉課、関係課)

要援護者リストに基づき、見回り等をし必要な支援を行う。

(2) 在宅療養者に対する支援を進める。

市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、市は、国及び県と連携し、必要な支援を行う。

(3) 県と連携して火葬等の体制強化を図る。(健康福祉課、総務課、関係課)

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

●緊急事態宣言がされている場合●

(4) 水の安定供給を継続する。〔緊急〕(上下水道課)

水道の消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においての水の安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(5) 生活関連物資等の価格の安定を図る。〔緊急〕(関係課)

- ① 県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め、売り惜しみ等が生じることのないよう周知を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の供給状況や価格の動向等について、市民へ情報提供するとともに、必要に応じて相談窓口等の拡充を図る。
- ③ 市は、生活関連物資(食品・生活必需品)等の価格高騰又は、供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれ行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

第4節 市内・県内感染期

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	県内・市内感染期	小康期
------	-------	--------------------	----------	-----

市行動計画における県内感染期とは、県行動計画に示された県内における新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった段階とする。

発生早期(国内・県内・市内)の対策からの移行は、県対策本部において、発生段階を県内感染期へ移行した時点とする。

【対策推進の基本方針】

県内感染期の段階でまん延を防止することは困難で、対策の主眼を、発生早期(国内・県内)における積極的なまん延防止策から健康被害軽減策に切り替える。ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできる限り抑えるよう努める。

1. 実施体制

(1) 県内感染期に移行して対策を実施する。(総務課、健康福祉課、関係課)

- ① 県が県内感染期に移行した場合、市も速やかに県内及び市内感染期に移行し、市民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。
- ② 県北健康福祉センターが開催する地域連絡協議会に参加し、情報を収集するとともに、地域における今後の対応を協議する。
- ③ 県が開催する市町村連絡会議等に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、県対策の情報を収集する。

●緊急事態宣言がされている場合●

(2) 市対策本部を設置する。〔緊急〕(総務課、健康福祉課、関係課)

- ① 緊急事態宣言がされた場合、速やかに市対策本部を設置し市行動計画に基づき対策を実施する。
- ② 市対策本部長は、会議を開催し情報共有を図り、有識者等の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。
- ③ 状況に応じ「危機管理部」を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、対策の確認を行う。

(3) 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。〔緊急〕

新型インフルエンザ等のまん延により、新型インフルエンザ等緊急事態措置等

を行なうことができなくなった場合、特措法に基づく他の地方公共団体による応援等を活用し対策を実施する(特措法第 38 条・第 39 条)。

(4) 市対策本部を設置する。(総務課、健康福祉課、関係課)

緊急事態宣言が行われていない場合でも、必要に応じ特措法に基づかない市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続的に改善する。(総務課、健康福祉課、関係課)

- ① 発生早期(国内・県内・市内)に引き続き、住民等から寄せられる情報や問合せの内容を踏まえニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- ② 県、関係機関等と対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
- ③ 市対策本部は各課による情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、対策の一元化を図る。

(2) 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

(総務課、健康福祉課、こども課、学校教育課、関係課)

- ① 海外、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動の状況等の情報を分かりやすく提供する。
- ② 新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応(受診方法等)等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。また、学校・保育施設等や職場での感染防止策に係る情報を適切に提供する。
- ③ 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供を行う。
- ④ 地域内の流行状況について、広報、ホームページを通じて分かりやすく市民に提供する。

(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。(総務課、健康福祉課)

引き続き健康福祉課内において相談窓口等を設置し、市民からの問い合わせに対応する。流行状況や相談件数に応じ、相談窓口の受付時間や人員体制等を見直し(休止〔廃止〕を含む。)を行う。

県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談センター」での相談体制に見直しが行われた場合、広報、ホームページ等で周知する。

3. まん延防止

(1) 感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。

(健康福祉課、学校教育課、こども課)

- ① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みをさける、時差出勤等の基本的な感染防止策を強く勧奨する。
- ② 発生早期に引き続き、緊急事態宣言における、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の対策が実施され得ることについて市民に周知を図り、理解を得る。
- ③ 関係機関に対し病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ④ 県が社会活動に伴う感染拡大を抑えるために行う要請について把握し協力する。

4. 予防接種

(1) 国の方針に基づき住民接種を進める。(健康福祉課)

発生早期に引き続き、関係者の協力を得て予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(2) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。(健康福祉課)

ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、優先順位及び接種体制等の具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し必要な情報を積極的に提供する。

市民からの予防接種に関する基本的な相談に応じる。

(3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査。(健康福祉課)

市はあらかじめ、予防接種副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

●緊急事態宣言がされている場合● [緊急]

(4) 国の方針に基づき住民接種を進める。(健康福祉課)

- ① 発生早期に引き続き、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意して進める。
- ② 住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対して要請を行う。

5. 市民生活及び地域経済の安定確保

(1) 遺体の火葬・安置の対策を進める。(健康福祉課、総務課、関係課)

市は引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施

できるよう努める。また火葬場の火葬能力に応じて遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所の体制を整備する。

●**緊急事態宣言がされている場合**●

(2) **水の安定供給を継続する。〔緊急〕**（上下水道課）

- ① 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するよう努める。

(3) **生活関連物資等の価格の安定を図る。〔緊急〕**（関係課）

- ① 市は、市民の生活及び経済の安定のために、物価の安定や生活関連物資(食品・生活必需品)等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携し生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め、売り惜しみが生じることのないよう周知を行うとともに、必要に応じて関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて相談窓口等の拡充を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格高騰又は、供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれ行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(4) **要援護者に対する生活支援を行なう。〔緊急〕**（健康福祉課、関連課）

国の要請に応じて、在宅高齢者・障がい者等への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(5) **死亡者の増加に備えて火葬体制の強化を図る。〔緊急〕**（健康福祉課、関係課）

- ① 死亡者が著しく増加した場合は、国から県を通じて行われる要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ② 死亡者が著しく増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、国から県を通じて行われる要請を受け、遺体の一時安置を適切に実施する。
- ③ 埋葬又は火葬を円滑に行なうことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、埋火葬の許可が受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例に基づき、埋火葬に係る手続きを行う。

第5節 小康期

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	県内・市内感染期	小康期
------	-------	--------------------	----------	-----

市行動計画における小康期とは、患者の発生が減少し、流行が低い水準にとどまっている状態（流行の第一波が終息した状態）で、国の対策が政府行動計画上の小康期に移行され、県の対策本部において小康期に移行した時点とする。

【対策推進の基本方針】

小康期は第一波の「流行後」であると同時に、第二波への「準備期間」であるため、市としては、新型インフルエンザ等の病原性に応じ、必要となる対応体制の再構築を進める。

1. 実施体制

(1) 小康期に移行して対策を実施する。(総務課、健康福祉課、関係課)

県が小康期に移行した場合、市も速やかに小康期に移行し、市民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。

(2) 対策を総括し、第二波に備える。(総務課、健康福祉課、関係課)

- ① 県行動計画の見直しや対応体制の再構築に合わせて市行動計画の見直しを行う。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行のため、第一波に関する対策の総括を行う。
- ③ 県北健康福祉センターが開催する地域連絡協議会に参加し、対策の総括の結果や今後の対応方針について情報収集を行い地域における今後の対応を協議する。
- ④ 県が開催する市町村連絡会議等に参加し、対策の総括の結果や今後の対応方針を参考に第二波の流行に備える。

●緊急事態宣言がされている場合●

(3) 対策本部を廃止する。〔緊急〕(健康福祉課、総務課)

市は、緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

2. 情報提供・共有

(1) 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。

(総務課、健康福祉課)

市は、国や県等の感染症情報を活用し、最新の知見に基づく情報を収集するとともに新

型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。

市民に対し、第二波が発生する可能性やそれに備えることの重要性等について周知を図る。また関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し見直しを行なう。状況を見ながら、国の要請に基づいて相談体制の縮小を行う。

3. まん延防止

第二波に備え、手洗い・うがい、マスク着用、咳エチケット、人ごみを避ける等の基本的な感染対策を周知する。

4. 予防接種

(1) 国の方針に基づき住民接種を進める。(健康福祉課)

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(2) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。(健康福祉課)

住民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。

●緊急事態宣言がされている場合●〔緊急〕

(3) 国の方針に基づき住民接種を進める。(健康福祉課)

- ① 流行の第二波に備え、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。
- ② 住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し要請を行う。

5. 市民生活及び地域経済の安定確保

(1) 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。(健康福祉課、関係課)

- ① 県が行う県民に対して、食料品・生活関連物資等の購入に当たって買い占めなどしないよう適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみなどをしないよう呼びかけることについて、市民に周知する。
- ② 第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて行動計画の見直しを行ない、第二波に備える。

(2) 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。(健康福祉課、総務課)

第一波における住民支援の実施状況等を踏まえ、必要に応じて住民支援体制の再構築を県と連携して行う。

(3) 第二波に備えた火葬体制等の再構築を要請する。(健康福祉課、市民課、総務課)

第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況等を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築を図る。

●緊急事態宣言がされている場合●〔緊急〕

(4) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(健康福祉課、総務課)

市は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小又は中止を決定した場合、県内の状況を踏まえて緊急事態措置を縮小又は中止する。

【用語解説】

(あ行)

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感、筋肉痛等の症状を引き起こすが、他の呼吸器感染症等と見分けることは難しい。また、軽症の場合もあれば重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もある。

インフルエンザウイルスに感染してから発症までの期間(潜伏期間)は、季節性インフルエンザであれば1～5日であるが、感染しても発症しないこともある(不顕性感染)。主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で症状がない場合でも他の人への感染はあり得る。

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミターゼ(NA)という2つの糖蛋白の抗原性の違いによって亜型に分類される。

平成21年度に確認されたインフルエンザ(H1N1)2009、季節性インフルエンザのA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)はこれらの亜型を指している。

(か行)

○感染症

ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。

感染症法における感染症とは、同法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、同法で規定され又は政令・省令で定められた疾病をいう。

感染症類型	感染症の性格	インフルエンザの区分
新感染症	既知の感染症と症状等が明らかに異なり、感染力、り患時の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	
一類感染症	感染力、り患時の重篤度から判断した危険性が高い感染症	
二類感染症	感染力、り患時の重篤度から判断した危険性が高い感染症	鳥インフルエンザ(H5N1)
三類感染症	感染力、り患時の重篤度から判断した危険性が高くはないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症	
四類感染症	人・人感染はほとんどないが、動物や物件を介して感染するため、それらの消毒、廃棄等が必要となる感染症	鳥インフルエンザ〔鳥インフルエンザ(H5N1)を除く〕
五類感染症	感染症発生動向調査の結果等に基づいて情報を国民や医療関係者に提供することによって、発生や感染の拡大を防止すべき感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)※季節性インフルエンザが該当
新型インフルエンザ等感染症	新たに人・人感染能力を得た(又は再興した)ウイルスによるインフルエンザで、まん延によって、国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	新型インフルエンザ、再興インフルエンザ
指定感染症	既知の感染症の中で一～三類に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症	

○個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋のように、各種病原体、科学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障がいから個人を守るために作成された防護具をいう。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切な防護具を準備する必要がある。

（さ行）

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザとは異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へと効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行となるおそれがある。

市行動計画における「新型インフルエンザ」は、感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興性インフルエンザ」を含むものとする。

○新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザの感染による重症化防止等を目的に接種されるワクチンで、パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。

- ・パンデミックワクチン 新型インフルエンザが発症した段階で、当該新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンをいう。
- ・プレパンデミックワクチン 新型インフルエンザが発症する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに異変する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンをいう。現在国は、鳥インフルエンザ(H5N1)亜型を用いたプレパンデミックワクチンを備蓄している。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

○潜伏期間

インフルエンザウイルス等の病原体に感染してから、症状が出るまでの期間をいう。潜伏期間は病原体によって異なる。

○指定(地方)公共機関

新型インフルエンザが発症した場合、その社会的影響の大きさから、行政機関のみならず事業者を含めた社会全体で取り組む必要がある。指定(地方)公共機関は、医療の提供や電気、ガスの供給等の公益事業を営む法人のうち、発症時における業務の継続性等の基準に基づき国又は都道府県知事が指定した事業者を指し、新型インフルエンザ発症時、その本来的業務の実施を通じて新型インフルエンザ対策を実施する責務を有します。

なお、指定(地方)公共機関制度は、災害対策基本法等で設けられているものであり、特措法の制定により、新型インフルエンザ対策において設けられたものである。

○接触感染

皮膚と粘膜、創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境等を介する間接的な接触による感染経路をいう。例えば患者の咳、くしゃみ、鼻水等に含まれたウイルスが付着した手で机、ドアノブ、スイッチ等に触れた後にその部位を他者が触れ、かつその手で自分の目、口、鼻を触れることによってウイルスが媒介される。

(た行)

○鳥インフルエンザ

A 型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症で、このうち、ニワトリ等の家きんに対して高い死亡率を示す等、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

○鳥インフルエンザ (H5N1)

鳥インフルエンザは鳥類の感染症であるが、まれに鳥インフルエンザのウイルスが人に感染することがある。鳥インフルエンザのウイルスのうち H5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ (H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

鳥類から人への感染は、感染した鳥類又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている(十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない)。

また、人から人への感染はまれであるが、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家庭内での感染事例が報告されている。

○致命率

流行期間中に、新型インフルエンザに罹患した者のうち死亡した者の割合。

(な行)

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定されている新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する)。発症した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば患者と同居する家族等が想定される。

(は行)

○パンデミック (大流行)

感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発症した段階で、当該新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンをいう。

○飛沫感染

ウイルスを含んだ大きな粒子〔5ミクロンより大きい水滴(飛沫)〕が咳、くしゃみ、会話等によって飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することによって感染する経路をいう。

飛沫は空気中では漂わず、1～2メートルしか到達しない。

なお、5ミクロン以下の飛沫核は空気中を漂うが、これによる感染を空気感染(飛沫核感染)という。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能力等を総合した表現。

(や行)

○要援護者

政府ガイドラインにおける要援護者の例は以下のとおりである。

A 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常に困難な者

B 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困

難な者

- C 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- D その他支援を希望する者(ただし、要援護者として認められる事情を有する者)

なお、新型インフルエンザ等発生時の要援護者の定義については、市災害時要援護者リストの作成方法を参考に、日常生活が非常に困難で支援を要すると認められるものとし、別途マニュアルで定める。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画で定められている。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野（A-2については本県に関係する小分類のみを抜粋）

（A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型）

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当部局
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者や又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行なう病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

（B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、

B-4：社会インフラ型、B-5：その他）

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当部局
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障がい福祉サービス事業、障がい者支援施設、障がい児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医薬機器製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当部局
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	(財務省)
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	(国土交通省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の運送業務	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管理施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当部局
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LP ガスを含む)の供給	(経済産業省)
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子レトルト食品、冷凍食品、麺類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売	(農林水産業) (経済産業省)
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石鹸、洗剤、トイレットペーパー、シャンプー、ごみ、ビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業、麺類製造業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業、処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給(缶詰・農産保存食料品、精穀、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、麺類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産業)
石油事業業	B-5	燃料小売業(LP ガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLP ガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処理	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員・地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当するものである。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民(県民)の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家(県)の危機管理に関する業務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

※ 政府行動計画から本県関係分のみを抜粋し、県の担当部局を記載

特定接種の対象となる職務	区分	担当部局
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	対策本部員及び幹事
県対策本部の事務	区分1	健康増進課 危機管理課 総合対策部要因
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県保健環境センター
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	各市町村 市健康福祉課 各保健所
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県議会 市町村議会
地方議会の運営	区分1	県議会事務局 市町村議会事務局

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民(県民)の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家(県)の危機管理に関する業務

特定接種の対象となる職務	区分	担当部局
令状発付に関する事務	区分2	
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務		(法務省)
刑事施設等(刑務所、拘留所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備		(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一戦の警察活動	区分1 区分2	(警察庁) 県警本部
救急 消火、救助等	区分1 区分2	(消防庁) 消防保安課 各市町村
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するための船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	(海上保安庁)
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防衛対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一戦(部隊等)において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	(防衛省)
国家の危機管理に関する事務	区分2	(内閣官房) (各府省庁)

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業もしくは空港管理者(官制業務を含む)、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び上下水道管理施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務